

近世三貨制度の成立と崩壊

——銀目空位化への道——

岩 橋 勝

1 はじめに

近年わが国貨幣史研究の水準を引き上げる魅力的な著作ないし論文集の刊行が続いている。それらのなかでとくに注目されるのは、前近代史研究の宿命的欠陥である史料不足を周辺地域、すなわち東アジアの動向を通してわが国の状況を探ろうとしたり、文献以外の出土物を大量観察することによってより精緻な分析を試みたりしていることである。¹⁾ くらべて戦前以来の伝統的手法である制度史的アプローチを基盤に、地方レベルの流通実態をより広範に踏まえた貨幣制度のダイナミズムを探ろうとする動きもあり²⁾、近世貨幣史研究の様相は少なくともこの20年間で大きく変わってきている。

1) この3年間に限定しただけでも、近年までの研究成果を受けて一般向けにまとめられたものとしては、東野治之『貨幣の日本史』(朝日新聞社、1997)、国立歴史民俗博物館編『お金の不思議——貨幣の歴史学』(山川出版社、1998)、瀧沢武雄他編『(日本史小百科)貨幣』(東京堂出版、1999)などがある。また、いずれも時期は中世—近世初頭に限定されるが、東アジアの視座から同時期日本の貨幣流通を観察した論文を多く含む歴史学研究会編『越境する貨幣』(青木書店、1999)、近年の個別出土銭事例報告を集成した永井久美男編『近世の出土銭Ⅰ(論考篇)』(兵庫埋蔵銭調査会、1997)、膨大な出土銭データのマクロ分析と文献史的アプローチをドッキングさせて中世銭貨流通と近世三貨制度確立に至るダイナミズムを描くことに成功した鈴木公雄『出土銭貨の研究』(東京大学出版会、1999)など、貨幣史における個別分野の知見を大いに高める研究も続出している。

2) 「貨幣の経済史」は制度史的アプローチをベースに、より多くの地域事例を踏まえた流通実態分析が欠かせない。筆者は銭貨に関してはある程度の地域的差異を踏まえた流通実態の変容を描くことを試みた(その一部は「江戸期貨幣制度のダイナミズム」、日銀『金融研究』17巻3号、1998、に収録)が、意外にも金銀貨の地方での流通実態は差異のあることすら従来意識もされておらず、近年その実態解明がようやく始められようとしているところである。

しかしながら、近世経済史研究における各分野でおおむね直面する傾向は貨幣史においても例外ではないようで、テーマないし対象期間、あるいは地域に限定があつて、とりわけ中世末までに展開した状況がどのように近世初頭に継続し、近世全期にどのように変容を遂げて近代にバトンタッチしたのか、部分的に論じられることはあつても、全期間にわたり地域的差異を踏まえて概括した著作はまだ現れていないといつてよいであろう。

本稿は、中世末までにかかなりの程度まで発展したとされる銭貨流通が、なぜ近世初頭にいわゆる三貨制度に再編されねばならなかったのか、そこで確立した三貨制度は国内にどのように展開したのか、近世後期に進行したとされる「金貨本位制」のもとで「銀遣い」とされる大坂を中心とした地域ではどのような状況を示したのか、「金貨本位制」の進行にもかかわらず西日本の多くでは表面上「銀遣い」が続く、いわゆる「銀目空位化」が進展することとなるが、なぜそのような貨幣制度上不安定な状況が長く続くこととなったのか、以上のような課題を前提として中世末より幕末開港期までの貨幣流通状況を通観することを目的としている。ただし、「金貨本位制」が近世後半に進んだのに、近代日本の貨幣制度が実質銀本位制とならざるを得なかった事情については、個別に掘り下げて検討すべき問題が多く、本稿では扱っていない。

2 三貨制度の確立

(1) 近世移行期の貨幣流通——銭貨はなぜ基軸貨幣の地位を失ったか——

中世に進展した荘園年貢代銭納化に起因する貨幣（銭貨）需要の高まりが、中国からの渡来銭輸入増加を促進させたことはすでに知られている。一方、戦国大名領形成の過程であらたな年貢・諸役收取基準となった買高が確定され、領内農民に統一的な貨幣年貢や段銭納入を強いるため、領外からの銭貨流入策や領内各地における市場設立が大名によってはかれ、近世前夜の貨幣流通はますます活発化した³⁾

このような中世末にかけての貨幣経済の高まりを前提として、金、銀、銭(銅)

からなる三貨制度といわれる近世の貨幣制度が成立した。しかし、一方では貢納の基準はこれまでの貫高(農地から採取できる年貢量を錢高で表示したもの)から農地の生産力を米収量で表した石高に移り、米納が基本となったので、現物経済に後退したようにも見える。また、中世において基軸貨幣であった錢貨はそのまま三貨制度の一角を形成したように見えるが、ではなぜ近世に入ってこれまでの錢貨だけでは不十分で、あらたに金貨、銀貨の二種の貨幣を発行しなければならなくなったのであろうか。さらに、中世から近世に連続したように見える錢貨は同じ性格のもので、また、どの地域も同じ状況を見せたのであろうか。以下、検討してみよう。

12世紀後半からわが国で必要とする錢貨を供給してきた中国では、明代に入ると15世紀末に銅錢の使用を停止させたため鑄造量も減少し、わが国への渡来錢は途絶するようになった。貨幣需要は高まる一方であったので、当然に錢貨不足が生じ、模鑄錢(私鑄錢)がはびこる条件がととのった。近年、堺市などで出土した錢貨鑄型は、そうした状況に対応した、模鑄錢の組織的な大量生産の可能性を示している⁴⁾

一方、16世紀に入ってから渡来錢減少は永年使用し、摩耗した錢貨の使用をも不可避とさせた。錢貨使用の現場における精錢(錢容の明確な渡来錢)と鏽錢(摩耗・摩滅したり、割れ目の入った使い古しの渡来錢や、いかにも粗悪な模鑄錢など)の混在は、当然に錢貨授受の際、錢種によっては受取や等価使用を拒否したりする。いわゆる撰錢慣行の成立である。撰錢自体ははじめて撰錢禁令の出た15世紀末以前から始まっていたが、渡来錢の途絶がその慣行拡大に拍車をかけた。

このように、中世末において錢貨が基軸貨幣としての地位を失って行ったの

3) 近世前夜貨幣流通のより詳しい状況については、岩橋勝「徳川経済の制度的枠組」(速水融・宮本又郎編『経済社会の成立』岩波書店、1988年)114-19頁参照。

4) 永井久美男・近藤康司「堺環濠都市遺跡出土の大量埋納錢」(永井久美男編『近世の出土錢I』論考篇、兵庫埋蔵錢調査会、1997年)。

は、絶対量としての銭貨不足に加えて、撰銭慣行が拡大し、精銭と鑿銭とが複雑に混在して円滑な銭貨流通が阻害されたためである。ただし、近年は15世紀後半、中国において銭貨が国家的支払手段として用いられなくなったため、次第に周辺地域へも波及した、との見解も有力となりつつある⁵⁾。前近代の貨幣は基本的に素材価値によって流通性が与えられていたといえるが、そのみでは不安定であり、国家ないし領主による制度化にささえられて貨幣としての信任を得ていたのである。わが国中世銭貨が中国の制銭であることをもって流通性を与えられていたとすれば、明政府の制銭廃棄によってわが国も銭貨流通が混乱したのは当然であった。

近世移行期の流通貨幣については、二つの方向から具体像があきらかとなっている。一つは備蓄用に埋められた銭貨のうち出土分を大量観察し、とくに年代測定を行うことにより、各時期や地域の流通貨幣量や主流通銭貨をさぐる方法である。それによれば、1遺跡あたり銭貨出土数でも、時期別出土枚数でもピークを見せたのは15世紀後半であり、16世紀後半に入ると出土備蓄銭が減少した。しかも、16世紀に入ると永楽銭が含まれる割合が急上昇し、とくに関東を中心とした東日本で顕著であった⁶⁾。16世紀に銭貨の貶質化と流通の停滞、永楽銭の東国への集中化を示すという。

もう一つは、土地売券や日常消費物資の取引記録から支払手段の変化を観察する方法である。畿内およびその周辺を中心とした地域の観察に限定されるが、1570年ころを境にそれまで銭を支払手段としていた取引が一斉に米に変化し、断片的史料によれば西日本一帯も同様であったらしい。そして、1580年代から京都を中心に、米から銀への変化が周辺におよんでいった⁷⁾。銭貨の不足と基準貨幣としての条件の欠落により、急速に銭貨が流通界から姿を消し、それに代

5) 足立啓二「東アジアにおける銭貨の流通」(荒野泰典他編『アジアのなかの日本史』III, 東京大学出版会, 1992年)。

6) 鈴木公雄『出土銭貨の研究』東京大学出版会, 1999年。

7) 浦長瀬隆「16世紀後半西日本における貨幣流通」(『ヒストリア』106号, 1985年)。

わる支払手段として一時的に米が使用された後、銀に移行していった状況がわかる。

ただし、東日本では永楽銭を基準銭としながらも種々の鑿銭を取り混ぜて使用する銭貨流通が続いた。なぜ西日本では銀に収束していったのに、東日本では銭貨流通が継続したのか。その理由として、外国貿易とのかかわりの度合い差があげられる。大内氏や大友氏など、西日本の戦国大名の多くは東アジア貿易に直接参入することにより経済力を高めたが、そこで使用されたのは銭ではなく、地金としての銀であった。外国商品を得るための貨幣である銀を、領主はもとより有力商人も領内での流通貨幣として選好するのは必然であった。ところが東日本では外国貿易にかかわった大名はほとんどなく、そのため従来の銭貨が流通手段として使用され続けた。しかし、永楽銭の絶対量不足と他の銭貨の貶質化はより安定した価値を持ち、供給量も保証される新しい貨幣を求めた。永楽銭の計算貨幣化と徳川氏による金貨鑄造がその帰結であった。

(2) 三貨制度の確立——なぜ「三貨」体制に帰着したのか——

徳川幕府の貨幣制度は「三貨」、すなわち金・銀・銭の三貨幣を基本貨幣として全国的な統一がはかられた。その中心となる金銀貨の鑄造は開幕(1603年)に先立つ1601(慶長6)年に始まるが、すでに徳川氏は1590(天正18)年の関東八カ国への移封後まもなく、領内向けの小判および一分金を後の金座支配人後藤庄三郎に鑄造させていた。上杉・武田氏などの戦国大名も領国貨幣として金貨を鑄造したが、いずれも秤量貨幣で、品位のみが標準化された。わずかに豊臣氏が発行した天正大判は量目、品位とも一定に鑄造されたが、もっぱら賞賜・贈答に用いられ、通貨としての機能に乏しかった。

金貨は小判(1両)とその4分の1にあたる一分金とがあり、別に大判も鑄造された。大判は主として賞賜・贈答用で、一般の支払い手段に用いられることはまれであった。また、実際に授受される際の価値は、純金含有量が小判の10倍に満たなかったこともあって、7~8両であった。金貨は近世前夜の東日

本を中心とした地域の錢貨に代わる基準貨幣として発行されたわけであるが、実際取引における支払い手段としては高額に過ぎ、錢貨の使用が不可避であった。すなわち、当初の公定交換比率である金1両＝鑿錢4,000文によっても、一分金は錢1,000枚に相当し、日常生活物資の単価を超える一定額以上のまとまった取引でなければ使用不能であった。

銀貨は1765(明和2)年、いわゆる明和五匁銀が鑄造され、さらに1772(安永元)年発行の南鐮二朱銀が普及するまでの近世前半は、秤量貨幣である丁銀の形態で流通した。ただし、金貨と比べると16世紀に開発された銀山がより全国にわたっていたので、とくに東北、北陸、山陰地方で各領国内通用の灰吹銀ないし極印銀が流通していた。これらは寛文期(1660年代)までに幕府丁銀と引き換えられていったが、越後銀や秋田銀などのように17世紀末まで通用したものもあった。それら領国銀はそれぞれ品位が一定しており、重量で価値が決まった。

幕府丁銀は1枚の重量がおおむね43匁前後で作られ、新鑄当初小判1枚と等価になるように大きさが定められたようだ。しかし、1609(慶長14)年の公定相場は金1両＝銀50匁となった。より小口の取引に便利のように、数匁ないし一匁前後の小型の豆板銀も鑄造された。最小銀貨を1匁とすれば、およそ錢80文となり、金貨に比べて銀貨ははるかに日常生活での便利な通貨として利用可能であった。それでもなお、銀1匁以下の支払手段として錢貨は携帯が不便であり、近世中期以降の銀貨不足もあって、藩札や私札が、とくに銀1匁以下、1分までの額面で発行され、受容される前提条件があった。

錢貨は金銀貨に35年遅れて1636(寛永13)年から公鑄が始まったが、この間の錢貨の役割は前代以来の鑿錢が担った。前に述べたように、慶長金銀貨が発行された後も錢貨は小額貨幣として不可欠な支払手段であった。ところが16世紀末にかけて、錢貨は撰錢による混乱もあって流通貨幣としての機能を失いつつあった。支払い手段として米や銀がより多く使用されるようになっていたのである。錢貨の価値下落は必至であり、データの判明するかぎり、1597(慶

長2)年の京都では銀1匁に対し333文という超銭安を記録している。慶長金銀貨が初鑄された1601年には150文前後に戻し、7年後、幕府が「通用銭」を鑄銭に限定して金貨との交換比率を公定(金銀交換比率から銀銭交換比率は80文)した後は、50~60文前後で安定して推移するようになった。鑄銭は寛永通宝がはじめて発行されるまでの約30年間、「三貨制度」の一角を十分に担っていたのである。

寛永通宝はすでに機能していた三貨制度を補強するために発行された。金銀貨を補完する小額貨幣である鑄銭は、1630年代の主要街道整備政策の一環として、各宿駅への銭貨の配布を行う際、大量に必要とされた⁸⁾しかし、銭相場は公定相場の倍近くまで上がっており、銭貨不足が幕府の全国支配政策を阻害させかねない状況であった。寛永通宝はこのような銭貨供給増加政策として1636年に鑄造が始まったのであって、三貨制度の実質的な枠組みの完成は、すでに金貨と鑄銭の交換比率が公定された1608(慶長13)年に求めることができる⁹⁾

ところで、小額貨幣としては主に銭貨が使用されたが、高額貨幣としてなぜ金銀の2種類が併用されねばならなかったのだろうか。近世前夜に西日本で基準貨幣が銭貨から銀に移っていった事情については、すでに触れたように外国貿易での決済手段としての便宜があった。いわば貿易銀として、金貨のように品位・量目とも一定な計数貨幣とせず、品位のみ一定な秤量貨幣にとどめたのは、統一政権をめざした徳川幕府としては不完全性を示す。幕府の意図は金貨本位制をめざしたものと思われるが、その実現は18世紀後半以降に持ち越された。

また、銭貨はたんなる小額貨幣として、金銀貨の補助貨幣にとどまった様に見られるが、それは正確ではない。知られているように、金貨・銀貨に対してそれぞれ銭相場が立った。小額貨幣とはいえ、独立した価値を持っていた証拠

8) 鈴木公雄前掲書、および安国良一「近世初期の撰銭令をめぐって」(歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、1999年)。

9) 岩橋勝「江戸期貨幣制度のダイナミズム」(日銀『金融研究』17巻3号、1998年)。

であり、「三貨制度」といわれるゆえんである。後に見るように、地方経済圏では、金銀貨と同等に銭貨が価値基準となって取引される「銭遣い」が少なからず認められた。

(3) 貨幣改鑄の必然性

17世紀初頭に始まる、徳川幕府による貨幣制度統一の企てがおおむね成就したのは、前世紀後半から地方で流通していた領国貨幣（主として灰吹銀）の多くを幕府貨幣と交換に回収し終えた寛文期（1660年代）とされる¹⁰⁾ 銭貨もこのころまでに寛永通宝が増鑄され、渡来銭・模鑄銭等の鏝銭は幕令のように等価通用とはならず、寛永通宝の半値ほどに下落した。その多くは古銭として、製錬された棹銅とともにオランダ船により東南アジアに輸出された。銭貨についても寛文期ころまでには寛永通宝にほぼ一元化されたわけである。

慶長金銀貨は、表1に示したように、近世を通じてもっとも長期間通用した貨幣であった。このため、量目で授受される銀貨はともかくとして、額面のみで価値の表示される金貨については、永年使用されて割れめが入った切れ小判や、摩耗・摩滅して規定の量目には不足する軽目小判が時とともに増え、金貨の流通を妨げた。幕府はそれらを金座でたし金をしたり、修繕を行い、直し小判として通用させたが、元禄8（1695）年、ついに貨幣改鑄に踏みきった。元禄小判・一分金、元禄丁銀への改鑄である。それにしても、なぜ慶長金銀の増鑄ではなく、金銀とも貶質させる改鑄だったのだろうか。また、直し小判への手数が煩雑であったならば、なぜ金貨改鑄のみにとどめないで、銀貨も同時に改鑄に踏みきったのであろうか。

貨幣改鑄の理由については戦前より議論された諸説をまとめて、次の四つをあげることができる。すなわち、①貨幣の素材供給源と貨幣需要量のアンバランスによる貨幣悪鑄、②幕府財政の窮乏を打開するための出目益獲得、③物価

10) 榎本宗次『近世領国貨幣研究序説』東洋書院、1977年。

高騰を収束させ、幕府貨幣への信頼を回復させるための貨幣良鑄、④金銀相場ないし金銀比価調整の必要性である。これらのうち、支配的な理解は改鑄出目益による財政窮乏打開説であった。

近世貨幣改鑄の歴史の大半はほとんど貨幣の貶質であった。したがって、正徳・享保期に唯一行われた貨幣良鑄（1710年代中期より約20年間）は、きわめて異例といわなければならない。この期の改鑄は、元禄一宝永と続いた金銀悪鑄がもたらした弊風、すなわち貨幣価値下落による物価の高騰、勘定所役人と銀座人結託による不正、金銀貨のうち貿易銀でもある丁銀の純分含有率下落による対外的威信低下などを是正するためのものであった。ただし、この期の悪鑄ペースがいかに急激であったとはいえ、この後の物価高騰期に良鑄による解決策を幕府が二度と立てていないだけに、貨幣政策としては試行錯誤的なものであったといわざるをえない。

金銀相場調整策としての改鑄は、宝永期（1704-10）にうかがうことができる。元禄期改鑄は金貨の改悪率が34%、銀貨が20%と、金貨の価値下落率の方がはるかに大きなものであった。このため、改鑄時まで金1両が銀60匁前後でほぼ安定していた金銀相場は新金銀が出回るにつれて金安・銀高に転じ、数年後には50匁以下となった。元禄改鑄期の銀貨鑄造増加率は金貨のそれに比べてはるかに大きかったが、品位の低下率の差異の方が貨幣市場で重視されたこととなる。幕府は宝永3（1706）年より5カ年にわたり、元禄金よりも改悪率の大きい銀貨を4次にわたって大量に発行した。元禄・宝永期改鑄は基本的に経済発展に見合う貨幣不足を背景に、出目益獲得を直接の契機として敢行されたのであるが、銀貨のみの改鑄となった宝永銀に関しては金銀相場調整を目的としたものであった。（以上、表2を参照）

純分率を落とした改鑄の際、新旧金銀の割合遣い（引換率）を公定した元文期などの一時期を例外として、等価流通が一般的であったから、幕府には出目益が入った。元禄・宝永期のみで銀貨は27万3千貫目、金貨は約600万両にもものぼる¹¹⁾ 文政改鑄以降の出目益はより巨額となるが、幕府財政にとって、それ

表1 幕府金銀貨発行一覽表

種類	通用期間	規定の量目	規定の品位	鑄造高
[慶長期]				
小判・一分判	1601—1738	4.76匁	86.79%	14,727,055両
丁銀・豆板銀	1601—1738	—	80.00	1,200,000貫
大判	*1601—1695	44.10	*67.09	*16,565枚
[元禄・宝永期]				
小判・一分判	1695—1717	4.76	57.36	} 13,936,220両
二朱金	1697—1710	1.19	*57.36	
丁銀・豆板銀	1695—1722	—	64.00	405,850貫
大判	1695—1725	44.10	52.32	31,795枚
宝永銀	1706—1722	—	50.00	278,130貫
永字銀	1710—1722	—	40.00	5,836貫
三ツ宝銀	1710—1722	—	32.00	370,487貫
乾字小判・一分判	1710—1722	2.50	84.29	11,515,500両
四ツ宝銀	1711—1722	—	20.00	401,240貫
[正徳・享保期]				
武蔵小判・一分判	1714—1738	4.76	84.29	213,500両
丁銀・豆板銀	1714—1738	—	80.00	331,420貫
享保小判・一分判	1715—1738	4.76	86.79	8,280,000両
大判	1725—1860	44.10	68.11	8,515枚
[元文期]				
元文小判・一分判	1736—1827	3.50	65.71	17,435,711両
元文丁銀・豆板銀	1736—1827	—	46.00	525,465貫
五匁銀	1765—1768	5.00	46.00	1,806貫
南鐮二朱銀	1772—1829	*2.70	上銀	5,933,000両

[文政期]					
文政(真文)二分判	1818—1835	1.75	56.41	2,986,022両	
文政小判・一分判	1819—1842	3.50	56.41	11,043,360両	
文政丁銀・豆板銀	1820—1842	—	36.00	224,982貫	
文政二朱銀	1824—1842	2.00	上銀	7,587,000両	
文政一朱金	1824—1840	0.375	12.05	2,920,192両	
文政(草文)二分判	1828—1842	1.75	48.88	2,033,061両	
一朱銀	1829—1842	0.70	上銀	8,744,500両	
天保二朱金	1832—1866	0.438	29.33	12,883,700両	
[天保期]					
五両判	1837—1856	9.00	84.29	172,275両	
天保小判・一分判	*1837—1859	3.00	56.77	8,120,450両	
天保丁銀・豆板銀	*1837—1868	—	26.00	182,108貫	
天保一分銀	*1837—1874	2.30	上銀	19,729,139両	
天保大判	1838—1860	44.10	67.69	1,887枚	
[安政・万延]					
嘉永一朱銀	*1854—1874	0.50	上銀	9,952,800両	
安政二分判	*1856—1867	1.50	19.56	3,551,600両	
安政小判・一分判	*1859—1867	2.40	56.77	351,000両	
安政二朱銀	1859	3.60	85.00	88,375両	
安政一分銀	*1859—1874	2.30	上銀	25,471,150両	
安政丁銀・豆板銀	*1859—1868	—	13.00	102,907貫	
万延小判・一分判	*1860—1874	0.88	56.77	666,700両	
万延大判	*1860—1874	30.00	36.66	17,097枚	
万延二分判	*1860—1874	0.80	22.00	46,898,932両	
万延二朱金	*1860—1874	0.20	22.00	3,140,000両	

出典：田谷博吉「江戸時代貨幣表の再検討」（『社会経済史学』39巻3号，1973年）。ただし，
*印は竹中・川上『日本商業史』ミネルヴァ書房，1965年，118—9頁による。

表2 元禄一元文改鑄期の金銀貨

(カッコ内は指数)

年	改鑄直前期の 金貨流通残高	改鑄前金貨 1両純分量	江戸金銀 相場	改鑄直前期の 銀貨流通残高	改鑄前銀貨 の純分率
1695	1,063万両(100)	4.13 ⁹² (100)	61.8 ⁹² (100)	333万両(100)	80%(100)
1710	1,505 (142)	2.73 (66)	59.4 (96)	1,076 (323)	64~50 (80~63)
1714	1,357 (128)	2.11 (51)	73.1 (118)	1,812 (544)	40~20 (50~25)
1736	1,084 (102)	4.13 (100)	59.5 (96)	1,020 (306)	80 (100)

は改鑄への大きな誘因とはなっても、基本的要因ではない。また、幕府が正徳・享保期のように一度悪鑄した金銀貨をもとに戻す改鑄は、貨幣素材が限られていて行いようもなかったことも知らねばならない。

わが国の金銀山は16世紀半ばより17世紀初頭にかけての期間が最盛期であった。その後は、佐渡相川、但馬生野、石見大森などのような一部銀山を除けば産出量は激減し、慶長金銀貨の品位のままで元禄期に幕府貨幣を増鑄することはすでに不可能であった。また、鎖国制成立ころまでのわが国金銀比価は銀安・金高であったことに加え、当時の東アジア決済通貨が銀であったので、鎖国後も銀貨の流出は続いた。その量は慶長銀総鑄造高120万貫目のうち100万貫目にも達した。これに対して、金貨流出は1割程度にとどまり、しかも鎖国までには相当量の地金が輸入されていたので、改鑄用の素材としては銀貨に比べてはるかに余裕があったといえる。幕府は当初より金貨をもって貨幣制度を統一しようとしていたフシがあり、幕末期まで金貨については純分率を57%以下には落とさなかった。

このような貨幣素材をめぐる状況の中で、経済発展に見合う貨幣供給を行わなければならない場合、貨幣の貶質化のほかはない。金貨は一定の質を維持しなければならないので、小型化させ、銀貨は際限なく純分率を落とし、幕末安政丁銀に至っては、当初の慶長丁銀の80%に対し、13%まで低落した。

11) 日本銀行『図録日本の貨幣3』東洋経済新報社、1973年、189頁。

銭貨についても、貶質化の趨勢は変わらない。元禄金銀貨改鑄の際、銭貨も2年遅れて悪鑄が始まった。11年にわたって鑄造された、小型・薄手・軽量の寛永通宝、荻原銭である。不評だったにもかかわらず、江戸では銭貨が相対的に不足だったこともあり、数年にわたりむしろ銭相場は高値で推移した。この期の銭貨増鑄は流通残高の4割にも相当したので、荻原銭が広く出回るにつれて銭相場はもとの水準を回復した。この後、正徳・享保期に銭貨も良質なものに回復したが、1739（元文4）年に鑄造が始まった鉄銭が以降の1文銭の主流となる。明治初年には銭貨の8割は鉄銭であった。このような銭貨の貶質化の動きも、素材である銅の供給に限界が生じたためである。

3 貨幣流通の実態

(1) 三貨流通の重層性

近世日本の貨幣流通は、江戸を中心とする東日本で金遣い、京都・大坂を中心とする西日本で銀遣い、金遣い・銀遣いの際の端数授受や、日常的な少額取引では銭貨を利用、というように永く理解されてきた。ところが、このような理解は近世前期の江戸や上方により近い地方都市あたりまでの範囲でならばおおむね妥当であっても、より遠隔な地域や農村部、さらに近世後期に入ると様相は大きく異なり、正確な説明とはいえなくなる。

金遣い・銀遣いとは、広義には、それぞれ金貨・銀貨で物の値段を立てたり、取引の額を決め、代金支払いや取引決済の際も同じ種類の貨幣を用いることをいう。しかし、近世中期以降、後に述べる様に銀貨が減少してくると、銀遣い地域で支払い手段として金貨を日常的に使用する様になった。このような、取引の際の建値と支払い手段が異なる際は、建値の貨幣が何であるかによって金遣い・銀遣いを識別することが適切である。これを狭義の金遣い・銀遣いの定義とする。

金遣い・銀遣いの区別は地域によって時とともに変化したが、近世前期の東西日本においてそれぞれが画一的であったわけではない。とりわけ東日本では、

上方との経済的結びつきが強かった日本海沿岸部では銀遣いが多かったし、農村部において非農産物の取引が多く、当初より藩府への銭納が多く見られた盛岡藩領では藩財政の収支に至るまで銭遣いのウエイトが大きかった¹²⁾ さらに、西日本では中世から継続して観察できる事実だが、稲作生産力が高く、純農村的な地域では貨幣はさほど浸透せず¹³⁾ 米が土地譲渡等の大口取引においても価値尺度として用いられた。

近世後期に入ると、薩摩藩領を除く九州のほぼ全域、長州藩領と伊予、土佐の西中国、さらに播磨、紀伊等の一部で、一見銀遣いと見誤る、銭匁遣いが広範に現れてくる。これは1匁の銭量が地域ごとに定められているもので、たとえば長州藩領では80文、松山藩領では60文であった。丁銀が鋳つぶされて南鐐二朱銀が増鋳され、真鍮四文銭と鉄一文銭が大量に出回るようになった1770年代以降に目立ってくるので、銀貨不足により銀代わりの支払い手段として、定められた枚数の銭貨を繕きしにまとめ、使用した。また、銭1匁の銭量は藩ごとに異なっていたので、このころ発行の多くなる藩札と何らかの関連を持っていると考えられる¹⁴⁾

この銭匁遣い地域で、当初銀遣いの代用として始まった銭貨流通が、文字通り銭遣いに転じていった。当初、銭1匁の内実(銭量)は時々の銀銭相場に応じて変動していたが、それぞれの藩領で一定額に固定していったのである。このような状況下で物の値段や高額の取引が銭匁で表示されるようになると、基準貨幣も銭貨となり、銭遣いが領内で一般化する。このようにして、上方からより遠隔の西日本では少なくとも近世後期に銭遣いが展開した。銀遣いであったのが銭遣いに転じたのか、地方への貨幣経済の浸透によりこの期にようやく

12) 岩橋勝「南部地方の銭貨流通」(『社会経済史学』48巻6号, 1983年)。

13) 神木哲男『日本中世商品流通史論』有斐閣, 1980年。

14) 多くの銭匁遣いは藩札発行と何らかの関連を持っていたと考えられるが、例外的に豊後日田地方における19文銭遣い、肥前佐賀藩領における20文銭遣いは藩札発行とは直接の関連はない。また、福岡藩領では80文遣いが一般的ではあったが、藩領西部では60文遣いが根強く、同一領内に2種の銭匁遣いが行われていた。これらの例外的状況の要因については今後の課題である。

物々交換ないし米の経済から銭遣いに転換したのか、まだ不詳な部分が多いが、上方との経済に連なる領主や城下町商人の通貨である銀貨が農村部に浸透しかかる時、より利用しやすい銭貨で農村が対応しようとしたために銭匁遣いが成立したのではないかと思われる。農村や在町での銭遣いが強固であるため、銀札として発行された藩札が、領内に通用していくうちに銭代わりの札として受容され、いつのまにか銭匁札（銭の内実量の固定した銭札）として安定流通するようになっていった例を西日本の多くで観察することができる¹⁵⁾

このように、少なくとも近世後期に関するかぎり、金遣い・銀遣いとして理解されていたイメージは単純なものではなく、土地譲渡のような大口取引でも銭建てとなる地域が少なくなかったのである。一方、隔地間の決済通貨としては銭貨はかさばって不向きであり、高額貨幣としての金貨や銀貨が用いられた。金遣い・銀遣いという貨幣の使い分けは、高額貨幣としての決済通貨に対してならば一定時期について有効であるが、地域内通貨としての使い分けは金・銀・銭の三種がそれぞれの地域で選択的に行われたのである。こうした意味で、近世の貨幣流通は重層的にとらえる必要があり、高額貨幣対小額貨幣という視点でならば銭貨は金・銀貨の補助的貨幣といえるが、決済通貨対地域内通貨という視点で見ると銭貨は地域内通貨として金・銀貨と対等な地位を持つ、文字通り「三貨制度」の一角を形成する貨幣であった。

(2) 金銀貨幣構成の推移

これまで見たように、近世の貨幣価値は素材の純分量のみで決まったのではなかった。基本的には市場の三貨に対する需給バランスで決まったように見える。そこで貨幣相場や物価動向と対比させて、貨幣の流通量を見ておこう。

表3は幕府金銀貨の各改鑄直前時の流通残高と構成比等を示している。これによると、まず元禄改鑄直前時の金銀貨の在 high は、銀貨の大量流出もあって、

15) このような事例の典型としては、岩橋勝「伊予における銭匁遣い」（地方史研究協議会編『瀬戸内社会の形成と展開』雄山閣、1983年）を参照。

銀貨が相対的にかなり不足していたことがわかる。1710年の宝永改鑄に至る間に、金貨は5割の増鑄にとどまったが、銀貨は3倍も流通量が増えた。大きく銀安に傾き、銀建て物価は高騰したように見えるが、金銀相場（表2参照）は逆に銀高に転じ、大坂・江戸米価とも上昇は2割余りにとどまっている。これは銀経済圏における発展がより大きく、銀貨需要量がきわめて大であったため、銀貨増鑄を吸収できる状況にあったと考えられる。

この後、金貨は元禄金が乾字小判に鑄直されて流通量を減らしたにもかかわらず、銀貨は純分率32%の三ツ宝銀、20%の四ツ宝銀が大量に発行されると、さすがに金銀相場も大きく銀安に転じ、正徳改鑄直前の1713年の大坂米価は元禄改鑄直前期の3倍にも高騰した。金建ての江戸米価は同じ期間に2倍以下にとどまっているので、やはり金・銀貨の流通量はそれぞれ金遣い・銀遣い経済圏に影響を与えているように見える。ところが、江戸米価は、宝永改鑄により金貨流通量が1割減少したにもかかわらず、逆に5割の上昇を示した。

金・銀貨の流通量がほぼ同量となって、均衡したと思われるのは、正徳・享保期のみである。金銀相場は公定相場よりやや銀高に傾いているが、金・銀貨ともに収縮政策が取られて大幅に流通量が減少したので、大坂・江戸両地とも

表3 幕府金銀貨流通量の推移

(単位：千両)

年	金貨	計数銀貨	秤量銀貨	計
1695(元禄8)	10,627(76)		3,333(24)	13,960(100)
1710(宝永7)	15,050(58)		10,755(42)	25,805(100)
1714(正徳4)	13,570(43)		18,120(57)	31,690(100)
1736(元文1)	10,838(52)		10,204(48)	21,042(100)
1771(明和8)	19,114(68)		8,600(32)	27,714(100)
1818(文政1)	19,114(66)	5,933(20)	4,208(14)	29,255(100)
1832(天保3)	23,699(52)	16,804(36)	5,361(12)	45,864(100)
1858(安政5)	28,315(54)	20,536(39)	3,902(7)	52,750(100)
1869(明治2)	74,321(57)	52,392(40)	3,512(3)	130,224(100)

出典：岩橋勝「徳川時代の貨幣数量」(梅村又次他『日本経済の発展』1976)。

注：カッコ内は各年構成比率。

米価は低迷し、経済は沈滞した。それにしても、金・銀貨流通量と金銀相場がある程度連関していたと思われるのは、この時期までであり、元文改鑄以降はそれまでのような連関は一切見られなくなる。これは大坂における手形・切手のような銀目信用手段が時とともに増発されるようになり、丁銀の授受に代わって行ったためである¹⁶⁾

18世紀70年代から出回る南鐐二朱銀等の計数銀貨は、近世前半期の幕府銀貨の主体であった秤量銀貨(丁銀・豆板銀)を主な鑄造源として増鑄されていた。このため、とりわけ文政改鑄以降は秤量銀貨は減少の一途をたどり、代わって計数銀貨が銀貨の主役となる。しかし、計数銀貨は銀で鑄造されながら、額面は金貨の単位である朱や分を示し、金代わりの銀貨として、範疇としては金貨である。したがって、表3に見るように、19世紀の幕府金銀貨は大半が金貨であり、後に見るような「金貨本位制」が実現されたといえる。ただし、万延改鑄(1860年)までの金銀相場は銀安傾向を次第に強めつつあったとはいえ、まだ安定していたし、元禄期以降の大坂・江戸両地米価は、宝永悪鑄期を除けばほとんど連関して変動した。これは19世紀の金銀貨流通量の大きな偏りにもかかわらず、範疇としての金貨(狭義の金貨と計数銀貨)流通量に匹敵する藩札や手形のような銀目信用手段が流通していたことを示唆する¹⁷⁾

銭貨の流通量の推移は、まだ不確定要素が大きいですが、表4のとおりである。銭相場の趨勢は18世紀60年代までは金1両につき4貫文を基準とし、翌70年代に急激に増鑄され、相場も6貫文を基準として変動するようになった。19世紀前半において銭貨の量は幕府金銀貨の2%前後にすぎないが、小額貨幣の基本通貨として日常生活における影響度が大きかったから、銭相場の安定のため、

16) 新保博『近世の物価と経済発展』東洋経済新報社、1978年。

17) 藩札に関しては、幕府による1842(天保13)年、明治政府による1871(明治4)年流通高調査データが利用でき、手がかりがあるが、大坂を中心として大量に流通した手形類がどの程度であったかについてはまったく不明である。しかしながら、近世中期まで幕府正貨としての金貨と銀貨がそれぞれほぼ同額出回っていた事実を勘案すると、近世後期も銀貨需要は金貨のそれと同様に増大したと見られる。秤量銀貨は減退を続けたから、西日本を中心とする諸藩の藩札と、手形等の銀目信用手段がその代役を果たしたわけである。

表4 錢貨発行量の推移

時期	鑄造期間	鑄造量	累計(指数)	対前期比率
	年間	万貫文	万貫文	%
寛永	4	275	275	
明暦一治	4	50	325	+ 18
寛文一天和	16	197	522(100)	+ 61
元禄一宝永	9	208	730(140)	+ 40
正徳	5	68	798(153)	+ 9
享保	20	200	998(191)	+ 25
元文一延享	12	676	1,674(321)	+ 68
明和一天明	17	① 525		
〃	21	④2,215	4,414(846)	+264
文政	5	32	4,446(852)	+ 1
天保	7	397	4,843(928)	+ 9
明治 2			6,034(1,156)	+ 25

出典：岩橋勝「近世錢貨流通の実態」(『大阪大学経済学』35-4, 1986)。

注：1 ①, ④はそれぞれ1文銭, 4文銭をあらわす。

2 明治2年は流通残高。

幕府がかなりきめの細かい錢貨供給政策を続けたことがうかがえる。

(3) 藩札・私札・手形の流通

幕府正貨はすでに見たように、広義の「金貨」(計数銀貨を含む)については幕末期にかけての貨幣需要の増大に対応して逐次貨幣供給がなされたように見える。しかし、銀貨については少なくとも元文改鑄期以降、正貨が増発されるどころか、むしろ流通界からしだいに姿を消していった。にもかかわらず銀遣い経済圏は存続し、金銀相場も1868年の銀目廃止まで比較的混乱なく立っていたので、正貨に代わる「銀貨」が流通していたと考えなければならない。それが、藩札・私札・手形等の銀目信用手段であった。

もとより正貨としての銀貨が、金貨に比べて当初より流通しにくかった理由がある。近世前半の銀貨は秤量貨幣のみであり、日常取引の決済手段としてはそのつど秤量せねばならず、きわめて不便であった。幕府は1765年に銀貨の定

量化（五匁銀）を試みはしたが、結局失敗し、コストがわずかで自由に額面を設定できる銀目信用手段がより拡大する背景が成立していた。

藩札をはじめて発行したのは、これまで1661（寛文元）年の越前福井藩と理解されてきた。しかし、近年、実物は確認できていないが、傍証史料により、1630（寛永7）年の備後福山藩とする説が有力である¹⁸⁾。幕府が元禄・宝永銀を普及させるため一時的に藩札流通を禁じた1707年までに、40藩以上がすでに藩札を発行した。これらの発行目的は領内正貨を回収して当座の領外支払いに充てる、藩財政金融目的である場合が多い。このため藩府は領内で必要とする貨幣量や、蓄えられている正貨の量を超えて札を濫発し、その相場を低下させたり、正貨との引換ができなくなって取り付け騒ぎを起こすことが少なくなかった。

藩札は領内の貨幣需要に応じるような形で発行された際には、比較的円滑に流通を維持することができた。需要総量の枠内に発行量をとどめることはもとよりであるが、さらに、領内でもっとも利用しやすい小額札を中心に発行額の構成をととのえることも重要であった。たとえば、1674（延宝2）年以来銀札発行の歴史を持つ但馬出石藩では、1730（享保15）年の再発行にあたり、額面の数量構成を10匁から1分に至る6種について、表5に示したように、それぞれ1万2千枚から2万枚に至る、比較的同規模枚数の発行を計画していた。ところが、その後約70年を経た1802（享和2）年の藩当局の記録によると、藩札発行残高の内訳は、正貨である丁銀・豆板銀が実際に授受できる最小単位である、1匁以下の札に発行枚数が集中している。出石藩は、文政期（1820年代）における過大な借銀に伴う兌換危機による「銀札狂」の時期を除けば、比較的札の流通がスムーズであった¹⁹⁾が、その基本的要因にこうした事情があったためと思われる。

18) 『福山市史』中巻、1968年、および鹿野嘉昭「委託研究からみた藩札の流通実態」（日銀『金融研究』15巻5号、1996年）。

19) 岩橋勝「但馬出石藩の銀札史料」（『松山商大論集』20巻3号、1969年）。

表5 但馬出石藩の銀札発行額面別内訳

額面	1730年10月	1802年3月
10匁札	12,000枚	14,078枚(140貫780匁)
5匁札	14,000	71,282枚(356貫410匁)
1匁札	16,000	166,525枚(156貫535匁)
5分札	18,000	83,569枚(41貫784匁)
3分札	20,000	40,311枚(12貫093匁)
1分札	20,000	23,972枚(2貫397匁)
計	(200貫目)	399,747枚(720貫000匁)

出典：岩橋勝「但馬出石藩の銀札史料」(『松山商大論集』20-3, 1969)

前節でふれたように、藩当局が主として使用する貨幣が領内でそのまま使用されるわけではない。伊予松山藩では18世紀初頭からしばしば銀札発行を試みたが、いずれも定着せず、1730(享保15)年発行銀札は3年後には5分の1から15分の1にまで札価が低落した。しかし、1760年代からほぼ継続的に流通することになった銀札は、通用藩令に明文化されていた「銀札一匁ニ付 六拾文」という換算相場に基づいて、「一匁札」が60文の銭札として領内で受容された。以降、銀銭相場の変動にかかわらず、札1匁=60文の銭匁札として広く流通し、明治初年まで、藩による農民への雑租賦課単位としても用いられるほど、銭匁勘定を媒介として藩札が円滑に流通するようになった。

藩札は丁銀流通量が逡減化し、ようやく農村部へも経済発展の波が押し寄せた18世紀後半に多くの藩で定着が進んでいった。さきに見た但馬出石藩領では、城下町家の土蔵が破られた際の盗難貨幣内訳を藩政記録「御留守日記」から知ることができるが、1820(文政3)年4月の例では、銀札4貫800目、正銀400目、銭1貫文(当時の銭相場に換算して、約銀9匁)であった。この蓄蔵比率が流通状況を表しているとすれば、銀札の使用比率は90%余りを占める。銀札の減価が生じていたとしても、正銀は非常用の備蓄貨幣と思われるから、すでに支払い手段としては大半、銀札が用いられていたと見てよい。

また、札の流通自体は局地的に貨幣経済と地域内商人信用の進んだ大坂や伊

勢地方等で、江戸堀河銀札や山田羽書等の私札として17世紀初頭から確認することができる。これらは領主権力を媒介とせず、自然発生的に流通していることが特色で、ために流通範囲も札の兌換を裏付ける商人の信用が行きわたる範囲にとどまった。近世後期になると、地方の在町や農村部でも、藩札が行きわたらない地域を中心として小規模に流通するようになった。

主として銀札や銭匁札の形態をとる藩札や私札のほか、大坂市中を中心に流通地域の範囲は限られるが、流通総額は藩札の総量を上回ったと考えられる、為替手形や、今日の小切手に相当する振手形、および銀行券に相当する預り手形等の銀目手形が近世を通じて流通していた²⁰⁾ほんらいは1回の債権債務関係が終了すれば役割を終えるはずのこれらの手形が、転々流通し、貨幣に代わる役割を果たしたのである²¹⁾商取引の際、売渡人が帳簿に記録して相手には仕切り状を渡すだけの掛け取引(ブッククレジット)も少なくなかったとはいえ、秤量銀貨不足額のかなりな部分はこれら銀目信用手段によって代用された。いわば銀遣い圏における正貨の節約が、後に述べる金貨本位制への道を支えたといつてよいのである。

(4) 小額貨幣の時代：19世紀

すでに表3で示したように、元禄・宝永期に一度増加した幕府金銀貨は、正徳・享保期に収縮した後、以降は貶質化に比例して流通総量は増加した。ただし、秤量銀貨は享保期以降減少の一途であり、広義の金貨は経済発展に応じる形で増鑄が進んだ。この際注目すべきは、小額貨幣のシェアが幕末期にむけて

20) 藩札が西日本のほとんどの藩で流通したのに対して、手形類の流通は大坂を中心とした上方周辺に限定されていて、藩札流通量の方が多かったように考えられる。しかし、表3および表6に示したように、近世後期の藩札流通量は、とりわけ乱発された幕末維新时期を除けば、減退する一方の秤量銀貨の5割を超えることはなかった。銀目空位化が進行したといっても、上方において流通した手形類は、少なくとも正貨としての秤量銀貨の量を凌駕していただろう。

21) 手形の流通回数は少なくとも2, 3回であったという。また、流通範囲は大坂周辺にとどまったようだ(作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』未来社, 1961年)。

ますます大きくなっていったことである。小額貨幣化は19世紀に入ってから顕著となった。なぜ経済発展が進むと小額貨幣がより多く需要されるのであろうか。

ここで小額貨幣とは金一分未満相当額の貨幣を指している。近世前期の金貨は、1697（元禄10）—1710（宝永7）年の期間のみ通用した元禄二朱金を例外とすると、一分判以下の小額なものは発行されなかった。幕府は当初より金貨を基本に据えた貨幣制度の構築を念頭に置いていたことがうかがわれ、1分未満の小額取引の際の支払い手段としては銀貨や銭貨を充てさせて、あえて小額金貨を発行しなかった²²⁾。「小額取引」のサイズとして、金1分未満（たとえば、金2朱はおおよそ銀7匁5分、ないし銭500文に相当）は当時の日常生活の感覚に照らせばけっして「小額」とは言えないが、金貨では支払えない単位の取引という相対的な基準である。

小額金貨は、1824（文政7）年に通用の始まった文政一朱金を皮切りに以降大量発行された。それを引き継ぐ形で発行された天保二朱金は、通用小判・一分判の鑄造高をも超えるものであった。しかし、それらに先行して1772（安永元）年に鑄造の始まった南鐐二朱銀の普及・定着が、半世紀にわたって後に述べる金貨本位制の土台を築き、元禄・宝永期とは異なって、小額金貨を大量に発行させ得る前提条件となっていたことを忘れてはならない。

銀貨も19世紀に入ると、丁銀の計数銀貨への鑄直し化によって、小額貨幣のウェイトを増していった。文政一朱金と同年に発行された文政二朱銀に加えて、1829（文政12）年にはあらたに一朱銀を発行した。さらに1837（天保8）年に発行した天保一分銀は、同時期の小判・一分判や小額金貨発行高を上回るもので、銀貨の金貨代用化を一層進めることにもなった。

22) 元禄二朱金は元禄金と引き換えに慶長金を円滑に回収させるため、慶長金との引き換えを認めず、元禄金との引き換えのみ認めたという。小額金貨が「通用便利」であることを当時すでに幕府が承知していた証拠となろう（日本銀行『図録日本の貨幣3』、東洋経済新報社、1973年）170頁。

小額貨幣としてのほんらいの機能を持っていた銭貨は、18世紀後半、とりわけ70年代に四文銭や鉄銭が大量に鑄造され、基準相場が従来の金1両につき銭4貫文から6貫文に大きく低落するほどであったにもかかわらず、小額貨幣全体としてはさほどのシェアを占めるに至っていない。表6に見るように、小額金貨や小額銀貨の方が主流を占めるに至っている。これは、たとえば金遣い圏の場合、それまで金1分未満の端数を授受する時に銭500文とか800文というように、まとまった銭貨が使われていたのが、小額金銀貨の普及により、金2朱や1朱に相当する銭貨である400~500文以上の支払いの際には相当量の銭貨節約が可能となったためである。

正貨節約という意味では藩札や私札が大きな貢献をした。藩当局にとって藩札発行は領内正貨の一時的流用といううま味があったが、領民にとっても札価の保証さえあれば、軽量で、任意な額でこまかく使用でき、便利であった。私札が入り組み支配の地域や幕府領で自然発生的に流通しやすかった事実がそのことを示している。ただし、表6に示した藩札額のすべてが小額札というわけではない。但馬出石藩の例で見たように、枚数では小額札が群を抜いていたが、

表6 徳川期小額貨幣構成推計

(単位：万両)

年	小額金貨	小額銀貨	銭貨	藩札	小額貨幣計	総貨幣量	小額貨幣のシェア	江戸米価指数
1771(明和8)	—	—	380	約100	480	3,251	14.8%	100.0
1818(文政1)	—	593	654	約100	1,347	3,680	36.6	81.7
1832(天保3)	292	1,681	712	約145	2,830	5,443	52.0	101.8
1858(安政5)	1,290	81 (2,053)	約720	約160	2,250 (4,222)	6,150	36.6 (68.7)	173.4
1869(明治2)	1,060 (6,480)	1,194 (5,240)	約730	約2,400	5,400 (14,850)	16,127	33.5 (92.1)	917.4

出典：岩橋勝「小額貨幣と経済発展」(『社会経済史学』57-2, 1991)

注：1858年のカッコ内数字は「小額貨幣」を金1分以下とした場合の貨幣量ないしシェア。1869年のカッコ内は同じく金2分以下とした場合の数字。

発行札中では最高額の10匁札が発行総額の2割余りのシェアを占めた。したがって、20匁、30匁のような高額札を出していた藩もあったから、藩札総発行残高推計を示す表6は若干過大に見積もっているように見える。しかし、佐賀藩の米筭や伊予松山藩の銭匁札のように、幕府にまったく届けなかったり、過少に届けた藩もあったので、札価の下落を見込んでも、藩札流通量が表出以下ということにはなかった。

小額貨幣全体のシェアは、したがって、19世紀初頭までは10数%程度にとどまっていたのが、文政改鑄期以降、急速にそのシェアを増加させたわけである。小額貨幣を金1分以下とするかぎり、安政改鑄期以降のシェアは減少する。これは合わせて表示した江戸米価指数を参照すれば理解できるように、物価水準の上昇により貨幣価値も下落し、一分銀や二分金のようなより高額の支払い手段としての貨幣に幕府が鑄造の中心をシフトさせたことによる。そこで、「小額貨幣」を安政期には1分以下、明治初年には2分以下と、物価高騰に合わせてスライドさせるならば、幕末維新时期には貨幣流通の9割以上が1両未満の貨幣で占められるようになった、言い換えれば、幕府正貨中の正貨である小判のシェアは1割にも満たない状況になっていたのである。

4 両から円へ

(1) 計数銀貨の登場——金貨本位制への道——

1871(明治4)年5月に公布された新貨条例では、アメリカ・ドル金貨1ドルに相当する1円金貨を本位貨幣とする金本位制が採用された。明治新政府は旧体制崩壊までついに統一されることのなかった三貨制度を、ここによりやく近代的統一貨幣制度として脱皮させることに成功した。では、旧体制下において貨幣制度統一への兆しがまったくなかったかということ、それは正しくなく、最後の1世紀の間に徐々に進行し、「円の誕生」は実質的に近世後期に準備されていたのである。

幕府は1765(明和2)年、当時の流通丁銀である元文銀と同品位で、量目が

5匁と定まった新種銀貨を発行した。近世最初の計数銀貨である。発行にあたり、幕府は秤量貨幣である丁銀・豆板銀の使用の不便さを解消するためと触れたが、本意は公定金銀相場（金1両＝銀60匁）に準じ、五匁銀12枚をもって金1両に固定化させる、つまり秤量銀貨全体を金貨の補助貨幣とすることにあつた。しかし、当時の金銀相場は63～64匁前後と銀安で、江戸を中心とする金遣い地域では金貨所持者に不利な交換は進行しがたかつた。加えて、金銀相場が固定化すると、それまで相場変動にかかわることによって手数料収入が得られ、また金銀売買のうま味を得ていた両替商は猛烈な抵抗をおこなつた。このため発行後3年を経ずに幕府はその流通を断念し、五匁銀は回収された。

幕府は銀貨の計数貨幣化をあきらめなかつた。1772（安永元）年、今度は丁銀とは品位の異なる良質の計数銀貨、南鐮二朱銀を発行した。これは当初から金貨の補助貨幣とすることを意図して鑄造された金代わりの銀貨で、範疇としては金貨である。品位が良質であつたとはいえ、南鐮二朱銀の含有銀量は公定相場を基準として通用銀よりも23%ほど少なかつた。ために二朱銀を金貨と引き換える際、当初、大坂では100両につき銀24～25匁の引き換え賃を要した。

幕府の南鐮二朱銀通用促進政策は次のとおりである。まず、江戸の両替商や身元確かな諸商人たちに、無利息、無担保、3年賦返済という好条件で二朱銀を貸し付けた。また、関西の両替商に対しても無利息であつたが、3カ月後に金貨で返済、と江戸に比べやや条件は悪かつた。しかし、関西の両替商は以降、金貨を渡す際に25%相当分については二朱銀を取り混ぜる方式を定着させた。つまり、両替商は金貨よりも貶質した二朱銀を含めることによって、一定の利益を得ることができたのである。ついで二朱銀使用者たちに対しては、当初8カ月間の江戸に限定されるが、二朱銀を彼らが買い受ける場合、10両につき銀4匁が増歩として与えられ、逆に金貨と引き換える際は銀8匁の手数料を徴収した。つまり、南鐮二朱銀を金貨として一般の使用者が使用するかぎり、手持ちの金貨を二朱銀に引き換えておいた方が有利に、当初仕組まれたのである。このようにして江戸・関西ともに、二朱銀は広く流通が進み、金貨との間に生

じていた増歩はしだいに解消していった。

このように当初こそ両替商や、それを使用する人々に利得があるような方策がこらされて流通の始まった南鐐二朱銀であったが、ひとたび小額金貨としての流通性の便利さが浸透すると、もはや使用者へのプレミアムは不要になった。二朱銀の鑄造素材には大半通用丁銀が充てられたので、その出回り期に、金1両につき銀64匁前後あった相場は、1788(天明8)年ころには公定相場をも割り込み、55匁ほどと、大幅な銀高となった。このため一時的な二朱銀鑄造停止、丁銀増鑄が行われたが、二朱銀の全国への浸透とともに標準相場に回復した。文政改鑄前夜の二朱銀流通量は、元文金(小判・一分判)の3分の1にまで達したのである。

南鐐二朱銀の出回りは小額金貨としての意義のみにとどまらず、銀遣い圏に大きな変化を呼び起こした。藩札や手形等の銀目信用手段が出回らない地域を中心として、それまでの秤量銀貨に代わり、支払い手段として計数銀貨を含む金貨が用いられるようになっていったのである。その際、取引の建値は銀建て

表7 近江仁正寺藩米入札価格 1773年鏡村米の例

入札価格(匁)	両替相場(匁)	両建入札価格	その順位	入札者
壺 51.26	65.0	永789文	1	ⓐ
弐 50.60	64.8	781	2	又治
五 50.76	65.5	775	5	惣右エ門
四 50.55	65.0	778	4	トハ
六 50.55	65.5	772	6	七右エ門
六 50.37	65.5	769	8	太郎三郎
七 50.38	65.5	769	7	欠兵エ
八 47.11	65.2	723	10	庄七・政兵エ
七 50.32	65.5	768	9	且七
三 51.00	65.5	779	3	親右エ門

出典：岩橋勝『近世日本物価史の研究』1981。

注：1 入札価格左の漢数字は原史料のまま示したが、落札価格の順位を示すと考えられる。

2 両建入札価格は筆者の計算。

であり、決済時にそれぞれの金銀相場によって金貨を用いた。ところが、これらの銀遣い圏でしだいに建値さえも実質的に金貨を用いるようになった。

近江仁正寺藩が1773(安永2)年に八幡町で年貢払い米を入札させた際の記録(表7)によれば、入札価格の順位を明示したものが含まれている。ところが、それは銀建て入札価格の順位とは一致していなかった。ところが併記された両替相場で金建てに換算すると、その順位は入札価格順位と一致した。他の年の断片記録によっても、表面上示された銀建て価格ではなく、両替相場で金建てに換算された価格が落札の決め手になっており、近江八幡町では少なくとも南鐮二朱銀が発行された直後にはすでに金遣いの取引が生じていたことがあきらかである²³⁾

摂津西部農村でも、少なくとも天保期(1830年代)には同様に、表面上銀遣いのように見えながら、実質は金遣いである取引が行われ、その際の流通貨幣としては主に計数銀貨が用いられていた。すなわち、菜種販売代銀の決済記録によると、銀目で勘定が行われているが、最終的な代銀支払いや銀目手形の決済は日々の金銀相場で換算して金貨で支払われるため、その取引は実質的に金建てであったことになる²⁴⁾。このような具体的事実は意外にまだ十分あきらかにされていないが、今後同様な事例を各地に求めることは容易である²⁵⁾。このように計数銀貨が発行されて以降の西日本は、秤量銀貨が大幅に減少した結果、いかに銀目信用手段が出回ることとなっても、決済時には金貨で貨幣価値が評価されることとなるため、事実上、金貨本位制が成立することとなったのである。

23) 岩橋勝『近世日本物価史の研究』大原新生社、1981年、340頁。

24) 新保博「徳川時代後期西摂農村における貨幣流通」(『兵庫県の歴史』11号、1974年)。

25) 取引の建値と決済時の貨幣が異なっていた事例の紹介については、さしあたり岩橋勝「近世後期西南地域における貨幣流通」(秀村選三編『西南地域史研究』第2輯、文献出版、1978年)、および同「近世後期金融取引の基準貨幣」(『松山大学論集』11巻1号、1999年)を参照。

(2) 銀目の空位化

明治新政府は、江戸幕府に代わって実質的な覇権を握って間もない1868(明治元)年5月、大坂を核とする西日本を中心に展開してきた銀遣いを、名実ともに金貨による貨幣単位に統一するため、銀目廃止令を出した。同年2月、旧幕府幣制の踏襲がとりあえず宣言され、新政府によっても一部種類の幕府貨幣大量鑄造が続けられていただけに、とりわけ大坂商人に大きな混乱を与えた。銀目による巨額の債権が無効になると誤解されたからである。多くの両替商は銀目手形の換金を求める取り付け騒ぎに遭い、閉店に追い込まれた。「天下の台所」大坂を支えてきた信用組織は崩壊したのである。

しかし、前項で見たように、近世後期に金貨本位制が進み、丁銀や豆板銀などの秤量銀貨がほとんど流通しなくなっていったにもかかわらず、銀目取引が依然として大坂を中心とする西日本の銀遣い地域で続く「銀目の空位化」は進行していたのである。銀目廃止は時間の問題であって、当初幕府が意図していたと思われる金貨本位制が事実上実現したにもかかわらず、あえて三貨制度の枠組みを堅持したのは、なぜだろうか。

もともと秤量銀貨は支払いや受取のつど、品位はともかくとしても、重量をいちいち確認しなければならない、流通性のきわめて劣る貨幣であった。このため大坂ではすでに、1628(寛永5)年ころには両替商によって手形が振り出されるようになり、かれらの信用に裏付けられて正銀に代わる支払い手段としてその流通量は拡大していった。手形の種類も、隔地間決済に用いられる為替手形をはじめとして、銀行券に類似する預り手形、小切手に相当する振手形など、用途に応じた多様なものが創出された。19世紀半ばころまでには商取引の大半が手形で決済されるようになった。ただし、京都では決済時の正金と手形の使用比率は半々であったという。兵庫でも京都に準じたが、赤間関や長崎では為替手形のほかに手形使用は部分的なケースにとどまった。これに対して東日本では、江戸でも振手形に類するものが現れたが一般化せず、名古屋・函館でも為替手形のほかにほとんど正金決済であったことが明治初年の調査であき

らかにされている²⁶⁾

大坂における手形振り出しは、ほんらい両替商に正銀を預けているか、振り込んだ後に行われるものであったが、銀目が空位化するとともに銀目手形も空位化していった。すなわち、一般の商人が日常の商取引に伴って金位の貨幣を受け取ると、それらを両替商に売り込んで、銀目に両替された預り手形を受け取るか、預けたまま他日この銀目を目当てに振手形を出してもらうか、いずれかが通例となった。問題は手形の額面通りに所持者が丁銀を両替商に要求した場合である。両替商といえども19世紀には、両替商の中核となった十人両替のほかは丁銀を保蔵するものはきわめてまれとなり、どうしても丁銀を望むものは特別の打銀を支払わねばならなかったという²⁷⁾

このように大坂を中心に巨額な発行高を示した銀目手形も、近世後期には丁銀の裏付けのない、時々の金銀相場で換算される、実体が金貨の手形に変身していた。にもかかわらず、1868年「銀目廃止」まで江戸でも大坂でも金銀相場が建てられていた。その際の「銀貨」の値段とはいったい何であったろうか。基本的には丁銀・豆板銀の購買力であったが、それが減退し、代わって銀目手形が銀建て取引での支払い手段の主流となると、手形の相場を示すようになった。それは商品取引量や資金移動量の収支バランスによっても決まり、もしたたとえば大坂が出超となると銀目手形を入手して支払いに充てようとする商人たちが多くなるので、その相場は高くなった。しかし、幕末期、手形が乱発されるようになると、万延改鑄により小判のみ大幅な貶質が行われたにもかかわらず、銀安が進行した²⁸⁾

このように、近世後期の銀目空位化により金銀相場の内容も大きく変化した。とくに西日本を中心として銀貨の名目化・計算貨幣化が進み、それを支える「信用」が大きく形成されたのである。金貨についても基準となる小判はしだいに

26) 作道前掲書、249—54頁。

27) 田谷博吉「幕末期関西の流通貨幣」(大阪府立大学『歴史研究』14号、1972年)9頁。

28) 新保前掲書、第4章を参照。

流通界から減退し、実質的に名目貨幣化が進んだ。すなわち、たとえば安政改鑄期（1854—59）に発行された金貨は、小判・一分判が約35万両にとどまったのに対し、1両あたりの含有純分量や当時の両替相場に換算した秤量銀貨では小判1両分の価値にも満たない、一朱銀、二分判、二朱銀、一分銀などの補助的貨幣が合わせて約3,900両も発行された。両替相場の基準となるべき金貨の実体は、このころより小判から、その10倍も発行された二分判に移行したのである。

金貨も名目貨幣化が進んだとはいえ、まだ実体として補助貨幣が存在し、授受された。ところが、銀貨については実体としての貨幣すらほとんど授受されることもなく、大坂およびその周辺については銀目手形で、その他の銀目遣い地域では銀札が秤量銀貨の代用を果たした。銀札の多くは藩札として発行されたが、兌換用に準備されるべき正銀も金貨が充てられるか、あるいは十分な準備金もなく、藩当局ないしそれを支える商人（集団）の信用によって札価が維持された。ここでも銀目は空位化したのである。

銀目廃止は幕府の手で行えなくもなかった。しかし、それはたんに三貨制度の解体にとどまらず、大坂を中心として全国に張りめぐらされた信用ネットワークの大混乱をもたらし、ひいては政治社会体制の崩壊の危機をも政権担当者に意識させたはずである。体制変革を成し遂げた明治新政府がいち早くそれを敢行した理由は、そのような混乱を最小限に食い止めるタイミングをはずさないためであったのである。

(3) 東アジア国際通貨体制への接合

19世紀、東アジアにおいて域内はもとより、欧米諸国とアジアの間で使用された交易決済用の通貨は銀貨であった。その基軸になったのは16世紀以来、当時のスペイン領であったメキシコで鑄造が開始されたメキシコ・ドルである。それは南北両アメリカはもとより、西インドおよび太平洋上の諸島、さらにはウラジオストックから海峡植民地・シンガポールにいたるアジア諸国にまで流

入した。わが国開国時に東アジアで流通していたメキシコ・ドルの標準は量目416.5グレイン(7.2匁)、品位89.8%であって、それが流通した約400年の間に純分量はわずか5.9%減少したにすぎないという安定した通貨であったことが、国際通貨としての機能を永く、かつ広域に果たす結果となったといえる²⁹⁾。一方、すでに述べたように、わが国の貨幣制度は三貨制度を表面上つくろいつつ、実質的に金貨本位制が確立しつつあった。1853(嘉永6)年、ペリー率いるアメリカ東インド艦隊が来航し、翌年締結した日米和親条約によってわが国が開港を余儀なくされたとき、最大の難問はこの東アジアと国内の基軸通貨の違いから生じる問題であった。

異国間で交易をあらたに開始する際、まずもって決めなければならないことは、相互の貨幣をどのような交換比率で使用するかである。この際、諸外国はすでにメキシコ・ドル(わが国から見れば「洋銀」という国際通貨をともに使用していたから、問題はわが国のどの通貨を基準に充てるか、であった。幕府はまず、ペリーからはじめて手渡された洋銀をただちに銀座に分析させ、その地金としての価値が通用銀(天保丁銀)の16匁相当であるとした。これは公定金銀相場(金1両=銀60匁)から、ほぼ金一分に当たるので、当時の主流通「金貨」である天保一分銀1枚と交換することとなった。

ところが、2年後、日本に赴任した初代駐日総領事ハリスと開港にむけての通商交渉に入ると、事態は一変した。洋銀をあくまで銀塊としての価値で評価しようとする日本に対し、ハリスはおなじ銀貨同士、洋銀と一分銀を同重量で交換することを強く要求し、認めさせた。同種同量の原則である。これによれば、洋銀1枚はおおよそ一分銀3枚に相当した。ちなみに、この原則によれば双方の品位は無関係ではあったが、純銀量は洋銀1枚が6.5匁に対し、一分銀3枚は6.8匁とわずかに日本側に不利なレートとなった。

混乱は1859年6月の開港後始まった。金貨の大量流出である。外国商人は開

29) 三上隆三『円の誕生』東洋経済新報社、1975年。

港場において洋銀4枚(一分銀12枚に相当)で小判3枚と交換できるが、これを国外に持ち出し、たとえば香港で洋銀に替えれば12枚を得ることができたのである。その理由はわが国内外で生じていた金銀比価の格差にあった。

近世当初、わが国の金銀比価は11から14の間を変動していたが、これは中国よりもつねにやや銀安で推移した。これは当時わが国が大量に銀を産出し、それを中国に輸出することで一定の格差を持ちつつも連動していたのである。その後、東アジアの比価は15前後でほぼ安定的に推移したが、日本のみ今度は銀高に向かい、幕末期には国際比価が15.5に対し、わが国は4.5という驚くべき格差が生じるに至った。これはあきらかに鎖国のなせる技であり、具体的にはそうした体制のもとでの幕府による貿易管理と地金銀売買統制が成功したことを意味する。貨幣素材となる金・銀・銅の産出・取引は独占ないし厳しい統制下におかれ、国内に自由な地金銀市場は存在しなかった。このように内外における地金銀市場の分断こそが、大きな金銀比価が生じた最大の要因であった。

開港直後より約半年間に流出した金貨は、10万両とも50万両とも推計され、確定していない。幕府は金銀比価格差が小判流出を招くことを事前に承知していて、開港直前に敢行した安政改鑄では小判に対する比価が17.2にもなる安政二朱銀という良質の計数銀貨を用意していた。しかし、これは銀貨価値の切り下げを意味し、洋銀の購買力切り下げにつながるとして外国商人にことごとく受取を忌避された。幕府は改鑄の一部変更を余儀なくされ、量目を約3分の1に貶質させた万延小判・一分判の発行をただちに行った。これにより国内金銀比価は国際水準にようやく平準化し、金貨の大量流出は収束に向かったのである。³⁰⁾

国内金銀比価を一挙に3倍も切り替えるという万延の幣制改革は、大きな影響を与えずにはおこななかった。それまでに流通していた金貨については、万延小判発行直前に種別にいずれも3倍前後の価値で評価し直すよう、値増し通用

30) 大倉健彦・新保博「幕末の貨幣政策」(新保・安場編『近代移行期の日本経済』日本経済新聞社、1979年)。

令を発しており、金貨間では混乱はなかった。これにより金建ての物価はただちに上昇を始めた。金貨所持者の購買力が一挙に3倍になった一方で、商品・サービスの供給増には限界があるからである。ただし、万延改鑄後4カ年にかんするかぎり上昇の度合いは2倍以下にとどまった。また銀建て物価については、金建てのそれとはさほど大きな差異は生じなかった³¹⁾。このことは幕府による値増し通用令が、計数銀貨を除く狭義の金貨に限定され、国外に向けてはわが国の銀貨標準が一分銀や二朱銀などの計数銀貨であったにもかかわらず、結果として西日本を中心とする「銀建て」経済圏へもおなじ効果をもたらしたことを意味している。したがって、幕末の「物価騰貴」は貨幣的要因よりも政治・社会的混乱による要因の方が大きかったと考えられる。

5 む す び

中世末—近世移行期において、それまで基軸貨幣であった銭貨は、基本的には中国からの移入途絶、および明政府による国家的支払い手段の廃棄の2要因によって国内での絶対量不足と銭貨に対する信任失墜とを招き、その座を失った。とはいえわが国においてただちにそれに代わる地位につくべき貨幣は現れず、金・銀・銭の三貨が地域的多様性をもってそれまで銭貨が保持していた機能を継承したといえる。これまで三貨の個別に持つ単位価値の大きな開きをもって、とりわけ銭貨の小額貨幣ゆえの補助貨幣的性格を強調する向きがあったが、それは実態を踏まえていない皮相な理解である。

三上隆三氏の明快な分析以来³²⁾、近世後期における「金貨本位制」の進行という理解はほぼ定着するに至ったとあってよいが、明治初年、新政府が新貨条例によって金本位制を意図したにもかかわらず、実質銀本位制にならざるを得なかった状況³³⁾、および幕末期にかけてほとんど実体貨幣としての地位を失っていたにもかかわらず、大坂を中心とした西日本で銀遣い経済が強固に残存した

31) 岩橋勝「物価と景気変動」(西川俊作他編『日本経済の200年』日本評論社、1996)。

32) 三上前掲書。

事由は、これまでの華々しい量の貨幣史研究の蓄積にもかかわらず、ほとんど触れられていない。これらが本稿の残された課題である。

[後記]

本稿には1998年夏より準備を始め、99年1月より活動を開始した貨幣史研究会(西日本部会、事務局：日本銀行金融研究所)での討議、とけわけ大倉健彦氏のアイデアからヒントを得た部分がある。もとより筆者の責任において明示しているが、氏および会のメンバーに謝意を表したい。なお、本稿は1998年度松山大学特別研究助成金による研究成果の一部である。

33) この時期のわが国貨幣制度の推移を克明に分析した最近の著作として、山本有造『両から円へ—幕末・明治前期貨幣問題研究』(ミネルヴァ書房、1994)があるが、この問題点についてはほとんど触れられていない。